

# 公益社団法人日本交通計画協会 役員在任年齢規程

2013年1月15日 理事会決議

2024年8月26日 理事会決議

## (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本交通計画協会定款第21条に規定する役員の在任年齢について定めるものである。

## (選任年齢)

第2条 常勤する理事は選任の時に満67歳未満、その他の理事は選任の時に満70歳未満であることとする。

2 監事は選任の時に満70歳未満であることとする。

## (退任年齢)

第3条 常勤する理事は、満67歳に到達した日の属する任期の満了をもって退任とし、その他の理事は、満70歳に到達した日の属する任期の満了をもって退任とする。

2 監事は、満70歳に到達した日の属する任期の満了をもって退任とする。

## (規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 附 則 (2024年8月26日)

この規程は、理事会において改正が承認された日の翌日から施行する。